住所　堺市南区宮山台２丁１番１―207号
韓翰　昭和61年２月７日生
住所　新潟市中央区美の里５番４号
張宋柏　昭和45年７月３日生
劉微微　昭和55年９月27日生
張秀佳　平成17年10月21日生
張愛佳　平成19年４月26日生
住所　新潟県上越市大字春日新田1315番地５
李泰淑　昭和27年５月３日生
住所　東京都江東区大島６丁目30番16―201号
趙英　昭和52年４月２日生
住所　兵庫県明石市小久保４丁目６番地５
曹競　昭和50年10月26日生
住所　神戸市垂水区東垂水町809番地332
劉暢　昭和60年12月31日生
住所　神戸市垂水区星が丘３丁目３番９号
盧珊珊　昭和63年８月２日生
住所　東京都北区赤羽２丁目１番７―503号
サーメル・アルシェイフ　昭和48年６月９日生
住所　埼玉県蕨市中央１丁目34番９号
金美淑　昭和42年８月26日生
住所　福島県南相馬市小高区西町２丁目76番地
石春莉　昭和50年12月16日生
住所　岐阜県大垣市墨俣町上宿456番地１
吳振東　昭和39年７月９日生
卜秀芝　昭和40年６月16日生
吳丹　平成３年４月13日生
吳洋　平成９年９月26日生
住所　大阪府岸和田市磯上町５丁目21番32号
金壽景　昭和40年12月５日生
住所　岐阜県可児市若葉台５丁目111番地
孫華　昭和54年11月２日生

○外務省告示第二百二十五号

平成二十二年四月八日にカトマンズで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月二十日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

○外務省告示第二百二十六号

平成二十二年四月八日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十二年四月二十日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億七千万円
3　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

○外務省告示第二百二十七号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表１に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十二年三月二日に効力を生じた。

（平成二十二年三月十九日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十二年四月二十日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表１の産品及びサービスの機関の表中、「消費者庁」を加える。

○文部科学省告示第七十七号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十二年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成二十二年四月二十日

文部科学大臣　川端　達夫

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十二年六月十八日
二　教科書展示会の期間　十四日間

○厚生労働省告示第二百一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第三号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

三　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

○厚生労働省告示第二百二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第三号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

三　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野四丁目四番六号	福岡県福岡市博多区麦野四丁目三番一号	平成二十一年十二月十六日

○厚生労働省告示第二百三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
シマブンエンジニアリング株式会社	小谷正明	坂本和憲	平成二十一年十二月十五日